

～生後2ヶ月以上のお子様がいる保護者の方へ～

Hib(ヒブ)ワクチン予防接種のお知らせ

○対象年齢：生後2ヶ月から生後60月に至るまでの間の者
(2ヶ月児から5歳児未満)

○接種回数：4回(※ただし、接種開始月齢によって回数が異なります)

○接種費用：全額公費負担(無料)

○接種場所：別紙の**市内指定医療機関** または
本島内の地区医師会会員医療機関
(※接種前に予約を行い、必ず親子(母子)健康手帳を持参して下さい。)

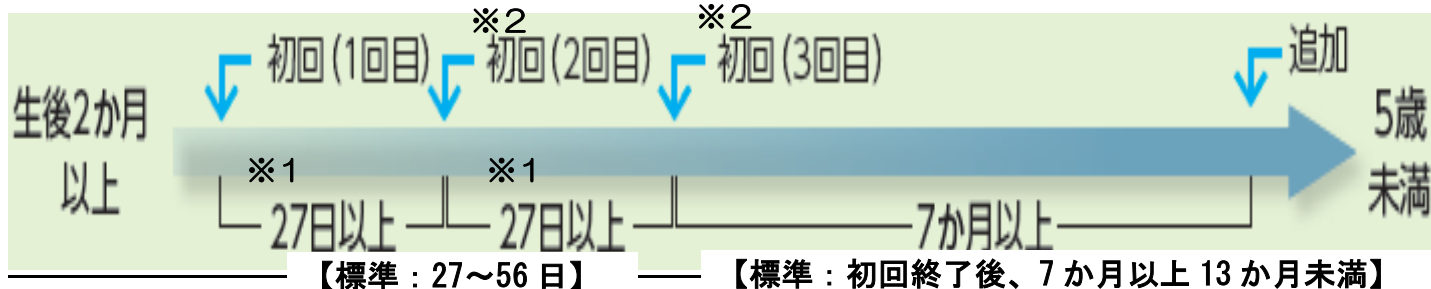


<1>は、「標準的な接種スケジュール」のため、最もお勧めする接種方法です！



■Hib(ヒブ)ワクチン予防接種 接種スケジュール

<1> 生後2～7ヶ月児未満で接種開始する場合：4回接種

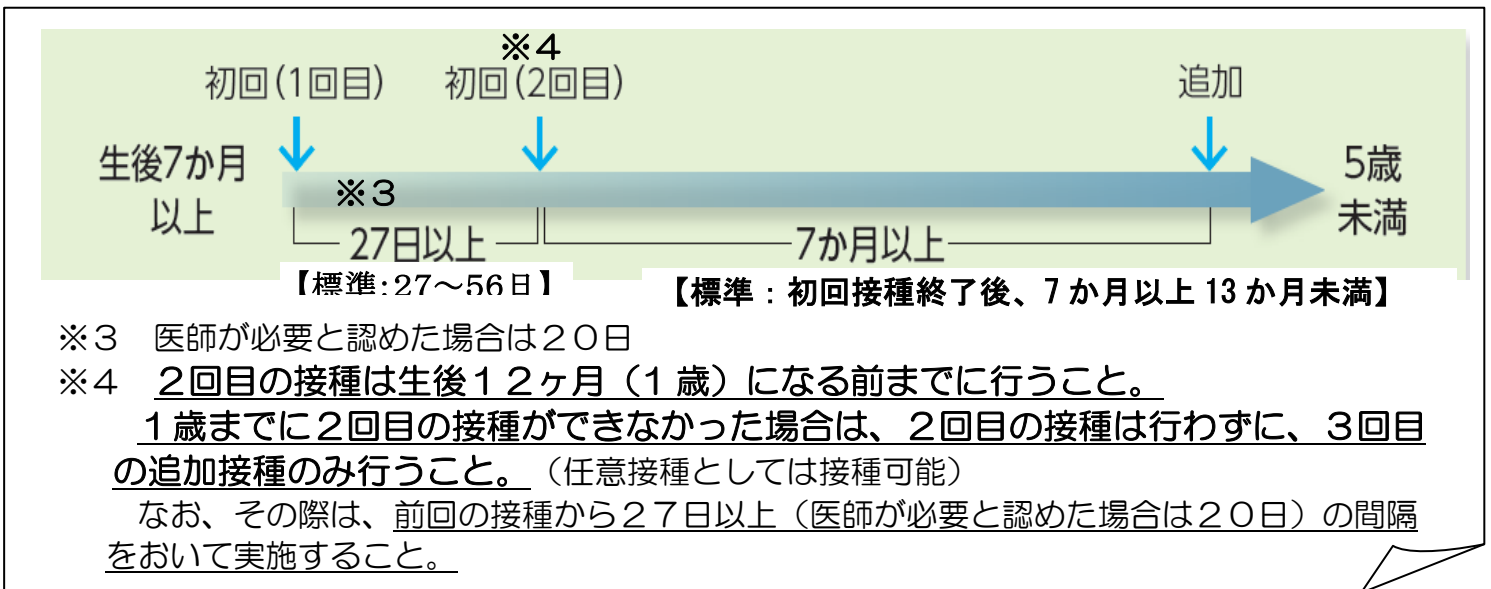


※1 医師が必要と認めた場合は20日

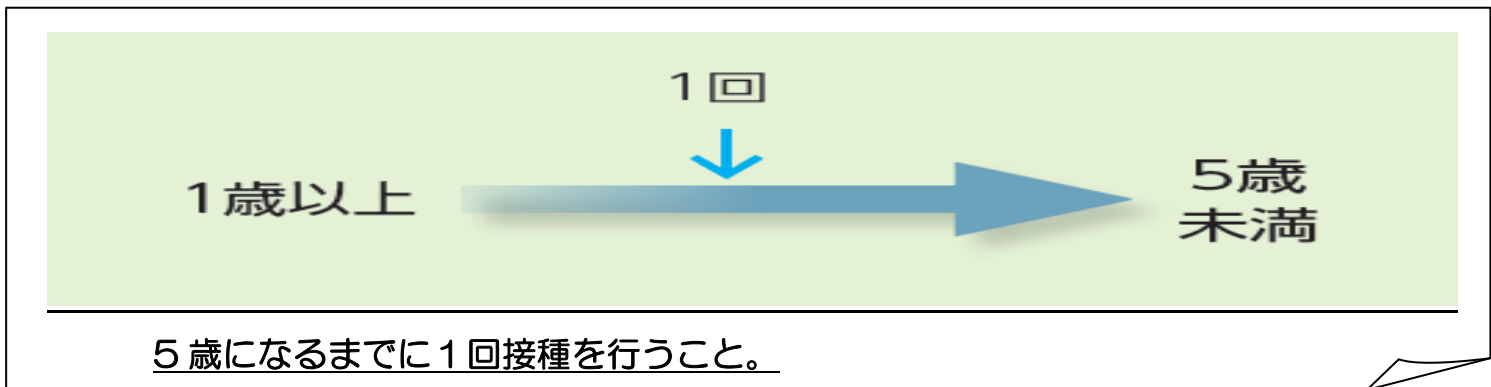
※2 2回目及び3回目の接種は生後12月(1歳)になる前までに行うこと。
1歳までに3回目まで接種できなかった場合は、できなかった分の接種は行わずに、4回目の追加接種のみ行うこと。(任意接種としては接種可能)
なお、その際は、前回の接種から27日以上(医師が必要と認めた場合は20日)の間隔をおいて実施すること。

※標準的な接種スケジュール以外のスケジュールについては、裏面をご覧ください。

<2> 生後7～12ヶ月児(1歳)未満で接種開始する場合：3回接種



<3> 生後1歳～5歳児未満で接種開始する場合：1回接種



**お子様が生まれてからはじめて受ける
予防接種です。接種スケジュール等で
分からないことや、疑問に思うことが
ありましたら、お気軽にかかりつけ医
または 浦添市保健相談センター(TEL:
875-2100)までご相談ください。**



Hib (ヒブ) ってなあに?

Hib (ヒブ) は、インフルエンザ菌b型という細菌で、子供の鼻やのどの奥にいる常在菌です。せきやくしゃみ、会話等で発生する飛沫により感染しますが、ほとんどの場合は感染しても無症状です。しかし、まれに血液に入り込み、細菌性髄膜炎・敗血症・肺炎等の病気を引き起こします。特に「細菌性髄膜炎」は致命的になりやすい危険な病気です。免疫の未発達な乳幼児は、これらの病気になるリスクが特に高く、発症年齢のピークは生後8ヶ月頃といわれています。

Hib（ヒブ）によって起こる「細菌性髄膜炎」ってどんな病気？

細菌性髄膜炎とは、脳や脊髄を保護する髄膜に、鼻やのどで増殖した細菌が入り込み、けいれんや意識障害を起こす病気です。細菌性髄膜炎患者は、Hib（ヒブ）ワクチン導入以前は全国で年間約400～500人発生しており、原因の約60%がHib（ヒブ）によるもので、そのうち90%以上が5歳未満でした。初期症状が発熱や嘔吐等、風邪の症状と似ているため区別が付きにくく、早い段階で診断することが難しい病気です。また、治療薬が効きにくく、適切な治療を行った場合でも致死率は約5%、治癒した後も約25%はてんかんや難聴、発育障害等の重い後遺症が残るとされています。

Hib（ヒブ）ワクチンについて

Hib（ヒブ）ワクチンは、細菌性髄膜炎をはじめとするHib（ヒブ）による病気の予防に極めて有効で、これらの病気の患者数はワクチン導入以降、導入前と比較して98%減少と激減しています。

また、追加接種まで合わせて4回の接種でほぼ100%の方が十分な免疫を獲得するといわれています。ただし、Hib（ヒブ）以外の菌が原因となる病気を予防することはできません。



Hib（ヒブ）ワクチンの成分について

このワクチンは、製造の初期段階に、ウシの成分（肝臓、肺、乳、血液及び心臓等由来の成分）が使用されていますが、その後の精製工程を経て製品化されています。また、このワクチンはすでに世界100カ国以上で使用されており、接種開始から14年間に約1億5000万回接種されていますが、このワクチンの接種が原因でBSE（伝達性海綿状脳症）にかかったという報告は1例もありません。

したがって、理論上のリスクは否定できないものの、このワクチンを接種された方がBSEにかかる危険性はほとんどないと考えられます。

Hib（ヒブ）ワクチンの副反応について

Hib（ヒブ）ワクチン接種後に、最も多く見られる副反応は、接種部位の発赤（赤くなる）や腫脹（腫れ）です。その他に、発熱、嘔吐、下痢等が見られます。

複数回接種することで副反応の発現率が高くなるということはありません。

ほとんどの症状が接種後2～3日で症状が自然に治りますが、気になる症状のある時は、早めにかかりつけの医師の診察を受けましょう。

他のワクチンとの同時接種について

2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。希望する方は、かかりつけ医師と相談して下さい。



予防接種法の健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する または障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

1994年に予防接種法が改正され、1948年に制定されて以来続いていた強制義務接種から個別勧奨義務接種（努力義務接種）に切り替わっています。

そのため予防接種は強制ではありません。

お問い合わせ先

浦添市保健相談センター 健康づくり課 予防係 TEL 875-2100

予防接種前にチェックしてみましょう♪

- 1. お子さんの体調は良いですか？
- 2. 今日受ける予防接種について、必要性、効果及び副反応等理解していますか？(この説明チラシを読みましょう。)
わからないことがあれば、メモをして接種する前にお医者さんに質問や相談してみましょう。

メモ欄

- 3. 親子(母子)健康手帳は持ちましたか？(必ず持参しましょう。)
- 4. 予防接種予診票の記入はお済みですか？

1. 異なるワクチンを接種する場合

2. 接種前に病気にかかった場合

に必要な間隔



生ワクチン (BCG・MR・水痘等) の予防接種を受けてから

27日以上おく

不活化ワクチン

(小児用肺炎球菌ワクチン・4種混合(DPT-IPV)ワクチン・日本脳炎等) の予防接種を受けてから

6日以上おく

突発性発疹・手足口病・リンゴ病・インフルエンザが治ってから

2週間以上おく
※主治医の判断が必要です

麻しん・風しん・水ぼうそう・おたふくかぜが治ってから

4週間以上おく
※主治医の判断が必要です

H i b (ヒブ) 予防接種を受ける

※H i b (ヒブ) ワクチンを続けて接種する場合は、チラシ1枚目で示す接種間隔で受けて下さい。
※けいれんを起こしたことがあるお子さんは、最後の発作から2~3か月間(主治医の判断で短縮することもできます。)体調の観察をして、接種後けいれんや発熱した場合の対処法について、医師からしっかり、指導を受けましょう。

※1ヶ月以内に家族や友達に麻しん、風しん、水ぼうそうなどの病気の方がいた場合、予防接種が受けられない事があります。接種医にご相談下さい。